

和歌山海区漁業調整委員会指示によるイサキの増殖礁に係る採捕禁止区域の設定について

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、**和歌山海区漁業調整委員会指示**により、イサキ増殖礁周辺区域において以下の内容で禁漁区が設定されていますのでご注意ください。

区域①においては**イサキのみ**を、区域②においては**すべての水産動植物**を採捕してはいけません。また期間は周年となっています。

区域①

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域
御坊市名田沖

ア	北緯	33度 50.122分	東経	135度 09.918分
イ	北緯	33度 50.123分	東経	135度 10.064分
ウ	北緯	33度 49.980分	東経	135度 10.066分
エ	北緯	33度 49.979分	東経	135度 09.919分

印南町印南沖

ア	北緯	33度 48.332分	東経	135度 12.931分
イ	北緯	33度 48.272分	東経	135度 13.086分
ウ	北緯	33度 48.161分	東経	135度 13.025分
エ	北緯	33度 48.221分	東経	135度 12.870分

印南町島田沖

ア	北緯	33度 46.725分	東経	135度 15.025分
イ	北緯	33度 46.602分	東経	135度 15.026分
ウ	北緯	33度 46.602分	東経	135度 14.879分
エ	北緯	33度 46.724分	東経	135度 14.878分

区域②

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域
御坊市名田沖

ア	北緯	33度 50.079分	東経	135度 09.970分
イ	北緯	33度 50.080分	東経	135度 10.013分
ウ	北緯	33度 50.023分	東経	135度 10.014分
エ	北緯	33度 50.023分	東経	135度 09.971分

印南町印南沖

ア	北緯	33度 48.275分	東経	135度 12.957分
イ	北緯	33度 48.251分	東経	135度 13.017分
ウ	北緯	33度 48.219分	東経	135度 12.999分
エ	北緯	33度 48.243分	東経	135度 12.938分

印南町島田沖

ア	北緯	33度 46.681分	東経	135度 14.973分
イ	北緯	33度 46.645分	東経	135度 14.974分

ウ	北緯	33度46.645分	東経	135度14.931分
エ	北緯	33度46.681分	東経	135度14.930分
田辺沖				
ア	北緯	33度43.691分	東経	135度20.640分
イ	北緯	33度43.635分	東経	135度20.754分
ウ	北緯	33度43.712分	東経	135度20.808分
エ	北緯	33度43.768分	東経	135度20.695分
白浜沖				
ア	北緯	33度41.036分	東経	135度19.842分
イ	北緯	33度40.938分	東経	135度19.928分
ウ	北緯	33度41.023分	東経	135度20.066分
エ	北緯	33度41.121分	東経	135度19.980分

(緯度経度は全て世界測地)

全ての採捕が禁止されている区域位置図

